

国民健康保険療養費（治療用装具）の支給申請について

医師の指示により治療用装具を作製して、装具代金の全額（10割）を自己負担された場合は、国保に申請することにより、審査により保険で認められた部分のうち国保負担分（7割～8割）を支給します。申請書をご記入いただき、診断書、領収書等とともに、こくほ給付係までお持ちいただくか、ご郵送ください。

《申請に必要なものについて》

- 1 『国民健康保険療養費支給申請書』（裏面、記入例をご参照ください。）
支給申請書に必要な事項をご記入のうえ、世帯主氏名欄に署名してください。
（氏名を印刷またはゴム印で記名の場合は、世帯主氏名の後に押印してください。）
 - ・申請書は、診断（意見・証明）書一枚ごとに一通必要です。
 - ・公金受取口座への振り込みをご希望の場合は、世帯主の個人番号欄の記載が必要です。また、マイナンバーカード（両面）の写しを同封してください。
- 2 『診断（意見・証明）書』等の**原本**。
医師が装具の必要性と装着を確認したことが分かる書類です。
医療機関によって名称が異なります。
- 3 『領収書』（コピーでの提出も可能です。） 装具代金の**内訳が分かるもの**が必要です。
内訳（明細）が別紙の場合、そちらも併せてご提出ください。

作成された装具が『靴型装具』の場合（靴のインソール等の場合、写真は不要です。）

上記 1,2,3 のほかに、実際に装着する靴型装具の写真が必要です。

作成された装具が既製品の場合

規定の計算に基づいて支給上限額が設定される場合があります。

《支給時期について》

申請から、支給決定金額が世帯主の口座に振り込まれるまで3か月程度かかります。なお、振込の際には、『支給決定通知書』をお送りします。

《申請期間および申請者について》

申請期間は、装具代金を支払った日の翌日から2年間で、申請者は原則世帯主です。

《その他注意事項について》

障・乳・子・青・親 の都、区の医療証をお持ちの方は、それぞれの担当部署への申請も必要となります。必要書類等は、担当部署へお尋ねください。

障（身体障害者手帳・愛の手帳） 管轄の総合福祉事務所

障（精神障害者保健福祉手帳） 管轄の保健相談所

乳・子・青・親 子育て支援課 児童手当係（本庁舎 10 階）

【問い合わせ先・送付先】 〒176-8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1
練馬区民部国保年金課こくほ給付係（本庁舎 3 階）
03 - 5984 - 4553（直通）